

委 託 契 約 書

委託業務名 構内除雪業務

契 約 金 額 1 午前 5 時から午後 1 0 時までの間
 (1) ホイルローダーによる 1 時間当り 金 円也
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
 (2) ダンプトラックによる 1 時間当り 金 円也
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
 2 午後 1 0 時から翌日午前 5 時までの間
 (1) ホイルローダーによる 1 時間当り 金 円也
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
 (2) ダンプトラックによる 1 時間当り 金 円也
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
 3 午前 7 時から午後 3 時までの間
 バックホーによる 1 時間当り 金 円也
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
 4 重機搬送
 (1) ホイルローダー 1 往復当たり 金 円也
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
 (2) バックホー 1 往復当たり 金 円也
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
 5 機械固定経費
 (1) ホイルローダー 6 0 日分 金 円也
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
 (2) バックホー 6 0 日分 金 円也
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
契 約 期 間 令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
実 施 場 所 福島市光が丘 1 番地 福島県立医科大学構内
契 約 保 証 金 金 円也

上記業務について、発注者を公立大学法人福島県立医科大学（以下「甲」という。）とし、
受注者を （以下「乙」という。）として、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第 1 条 甲及び乙は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、互いに信義に従い誠実にこ
の契約を履行する。

2 乙は、頭書の金額をもって頭書の期間内に別添仕様書により、本契約業務（以下「業務」
という。）を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(契約代金の支払)

第3条 委託料の額は、除雪機械ごとの1時間当りの単価に要した当該除雪機械の稼働時間に乗じて得た額の合計額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

2 稼働延べ時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

3 委託料の支払は、原則として除雪業務完了の一月分をまとめてその月の末日までに乙は請求書を甲に提出するものとする。

4 甲は、前項の適正な請求書を受理した日の翌月の末日までに代金を乙に支払わなければならない。

(使用人に関する乙の責任)

第4条 乙は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

2 乙は、法令で資格の定めのある業務に従事させる乙の使用人については、その氏名及び資格について甲に通知し、その承諾を受けなければならない。使用人を変更したときも同様とする。

3 乙は、前項の使用人以外の使用人については、甲の請求があるときは、その氏名を甲に通知しなければならない。

(業務責任者の報告)

第5条 乙は、除雪作業の履行について技術上の管理と安全管理を行う業務責任者を定め、甲に文書により報告しなければならない。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

(業務関係者に関する措置請求)

第6条 甲は、乙が業務に着手した後に乙の業務責任者又は使用人が業務の履行について著しく不適当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 乙は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、業務管理担当者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 甲は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(作業報告)

第7条 乙は、除雪作業を実施したときは、甲に文書により報告し検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の結果、不合格となり補正を命ぜられたときは、遅滞なく補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

3 前項による稼働時間は、支払の対象としない。

(関連作業等を行う場合)

第8条 甲は、乙の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ乙に通知し、甲乙協力して業務の履行の確保に当たるものとする。

(業務内容の変更)

第9条 甲は、必要があるときは、業務内容の変更を乙に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約金額の変更方法等)

第10条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

第11条 乙は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、甲の指示を受け、又は甲乙協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。

3 甲又は業務管理担当者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(損失負担)

第12条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときにはその限度において甲の負担とする。

3 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は前項の規定による賠償の責を負わない。

4 乙は、賠償責任保険に加入するものとし、保険契約を締結したときは、その証券の写し又はこれに代わる書類を直ちに甲に提出しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責めに帰すべき理由により、除雪作業を実施しないとき、又は除雪作業を実施する見込みがないことが明らかなとき。
- 二 前号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(甲の契約解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 第2条又は第18条の規定に違反したとき。

三 第16条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

四 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時庁舎維持管理業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。

以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して該当契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

五 乙が暴力団又は暴力団員は経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

六 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができない

と認められるとき。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により契約を解除された場合は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第21条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が第1項の規定により契約を解除したときは、乙は、前項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は、契約解除部分相当額に年2.5パーセントの割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

第15条 甲は、業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の契約解除権）

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 第9条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 甲が第18条の規定に違反したとき。
- 三 甲が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。

- 2 第14条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。
- 3 甲は、第1項の規定により契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（解除に伴う措置）

第17条 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第11条第2項の検査合格部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、契約が解除された場合において、控室等に乙が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。

(個人情報の取扱い)

第19条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(談合による損害賠償)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、前条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号または第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息の徴収)

第21条 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。

2 甲の責に帰すべき事由により、甲がこの契約に基づく第3条第3項の規定による契約代金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、乙は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第22条 乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額及び

乙の契約保証金とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する損害賠償金、違約金及び遅延利息にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(紛争の解決)

第23条 この契約の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、甲が定めたものに乙が不服があるときその他契約に関して甲乙間に紛争が生じたときは、甲及び乙は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務責任者の業務の実施に関する紛争、乙の使用人又は乙から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び業務管理担当者の業務の執行に関する紛争については、第6条第2項及び第4項の規定により乙が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第2項及び第4項の期間が経過した後でなければ、甲又は乙は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(補足)

第24条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

上記の契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者（甲）福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学
理 事 長 竹之下 誠一

受注者（乙）

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、発注者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について発注者の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、第7条第3項に基づき個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 受注者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。